

# 北九州市パートナーシップ宣誓の手引き



北九州市

## 目 次

1	「パートナーシップ宣誓」手続きの流れ・・・・・・・・	1
2	この制度におけるパートナーシップの定義・・・・・・・・	2
3	宣誓をすることができる方・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	宣誓に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	通称名の使用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	受領証の再交付について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7	受領証の返還について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8	受領証の継続使用について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
9	Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

## 1 「パートナーシップ宣誓」手続きの流れ

### ① 宣誓日の事前予約

- ・ 宣誓を希望する日時の7日前までに電話予約をお願いします。  
〔宣誓受付〕人権推進センター  
TEL (093) 562-5010  
日時 月～金 8時30分～17時 祝休日・年末年始除く  
場所 小倉北区大手町11-4 (大手町ビル8階)

### ② パートナーシップ宣誓

- ・ 予約した日時に必ずお二人でお越しください。
- ・ プライバシー保護のため、個室で対応いたします。
- ・ 必要書類をご持参ください。(必要書類はP3参照)
- ・ 市職員の立会いのもと、お二人で「パートナーシップ宣誓書(様式第1号)」と「確認書(様式第2号)」に署名してください。

宣誓が終わったら…

- ・ 宣誓書(写し)をお渡しします。
- ・ 受領書の受け取り方法は、自宅への郵送(簡易書留で送付)又は人権推進センターへの来所による手渡しのどちらかを選択いただけます。

### ③ 宣誓書受領証の交付(手渡しをご希望の場合)

- ・ 宣誓書受領証交付の予約日時に、お越しください。
- ・ 個室で対応いたします。
- ・ 宣誓書(写し)及び本人確認書類を確認のうえ、受領証をお渡しします。
- ・ 宣誓時に転入(転居)予定の方は、転入(転居)後の住民票を提出してください。住民票確認後に、受領証のお渡しとなります。

## 2 この制度におけるパートナーシップの定義

ここでいうパートナーシップとは、「互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し、又はすることを約した、一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する二人の関係」です。

## 3 宣誓することができる方

宣誓をするお二人ともが、次の全ての要件に該当していることが必要です。

- 民法に規定する成年に達していること
- 市内に住所を有していること、または市内へ転入を予定していること
- 配偶者がいないこと
- 宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと
- 宣誓をしようとする相手と、近親者でないこと

### ※近親者とは

民法734条及び735条に規定する婚姻することができないとされる続柄のこと  
直系血族及び姻族（例：祖父母、父母、子、孫、子の配偶者、配偶者の父母）

親族関係終了後も同様

三親等内の傍系血族（例：兄弟姉妹、叔父叔母、伯父伯母、甥姪）

## 4 宣誓に必要な書類

### 住民票の写し

- ・「個人番号」や「本籍」、「続柄」を省略したもの
- ・転入予定の場合は、予定住所が確認できる「売買契約書」や「賃貸契約書」の写し等

### 独身であることを証明するもの

- ・「独身証明書」や「戸籍抄本」等を本籍地市町村に請求してください。
- ・外国籍の方の場合は、本国が発給した「婚姻要件具備証明書」などの配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えてください。

### 本人確認書類

- ・官公署が発行した本人の顔写真が添付されたもの1点  
例：マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、在留カード等
- ・上記が無い場合は、健康保険証、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード、雇用保険の受給者証等の本人を確認できる書類を2点以上お持ちください。

## 5 通称名の使用について

特に必要があると市長が認める場合は、日常生活で使用している通称名で宣誓することができます。

## 6 受領証の再交付について

- ・紛失、棄損した等で受領証の再交付を希望される場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号）」を交付希望日の7日前までに窓口へ提出（郵送可）してください。
- ・再交付できる期間は、宣誓後10年間です。
- ・窓口での受領を希望する場合は、本人確認書類（3ページに記載）を提示してください。
- ・郵送で受領する場合は、宣誓時と同住所に送付します。宣誓後に住所が変更になった方は、再交付申請書提出時に現住所の住民票を添付してください。

## 7 受領証の返還について

一方または双方が、市外へ転居した場合など、2ページの「3 宣誓をすることができる方」の要件に該当しなくなったときは、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）」に受領証を添付して、市へご提出ください。

## 8 受領証の継続使用について

双方が、以下の自治体に転出する場合、「パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書（様式第6号）」に、双方の受領証の写しと、3ページの本人確認書類の写しを添付して、市へ提出することにより、転居後も受領証を返還することなく、そのまま使用することができます。

申請は、郵送又はメールでも行うことができますので、希望される場合は、事前に当センターへお問い合わせください。

### 【転居後も継続利用可能な自治体】

- ・本市が「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下、「協定」という。）」を締結している自治体
- ・福岡県が協定を締結している福岡県内の市町村
- ・福岡県が協定を締結している他都道府県
- ・上記の他都道府県と協定を締結している他都道府県内の市町村

## 9 Q&A

### 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

- A. 宣誓の際は、プライバシー保護のため個室対応します。  
提出された書類や記載されている内容等の個人情報等について、外部に情報を提供することはありません。

### パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか？

- A. パートナーシップ宣誓書受領証の発行に費用はかかりません。  
ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となります。

### パートナーシップ宣誓書受領証は即日発行されますか？

- A. 宣誓の際に交付日時を調整し、受領証は後日のお渡しとなります。  
郵送での受領も可能です。(簡易書留での送付となりますので、切手のご持参が必要です。)

### パートナーシップ宣誓制度に法的効力がありますか？

- A. 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、法的な権利・義務が発生します。北九州市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)に基づく制度であるため、法的効力はありません。

### パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

- A. 結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により任意後見契約等を結ぶ方法があります。